

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

小牧市上下水道部より大切なお知らせ

令和元年10月1日より  
指定給水装置工事事業者は  
5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。  
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、現在の指定の有効期間が異なります(下表参照)

本市より新規指定を受けた日	本市指定番号	現在の指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	1～45	令和2年9月29日までの1年間
平成11年4月1日～平成15年3月31日	46～85	令和3年9月29日までの2年間
平成15年4月1日～平成19年3月31日	86～102	令和4年9月29日までの3年間
平成19年4月1日～平成25年3月31日	103～151	令和5年9月29日までの4年間
平成25年4月1日～令和元年9月30日	152～	令和6年9月29日までの5年間

- 更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、郵便にて通知します。  
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

- 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。
  - ①給水装置主任技術者の選任
  - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
  - ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◇更新申請についてのお問い合わせは  
上下水道経営課 TEL:0568-79-1305